メクティクス

広島で一番ITに強い税理士事務所

2026年　5月号

2026年　5月 12日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002　広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730　Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.co.jp
URL http://www.kaikei.co.jp

無料







コメント

ゴールデンウィーク3,４日博多どんたくに行ってみた。３日は西日本全域は雨で、何か見る物はないかとググって、日本一の涅槃（ねはん）像があるというので、福岡駅からローカル線で30分篠栗町を訪れてみた。1995年完成とある。比較的新しいが、特に新興宗教が建立したものでもないようだ。全長41メートル、重さ300トンのブロンズ像だ。なんとなくタイとかビルマにあるような雰囲気だ。築年数は浅く歴史的重みはないが、外国人を始め多くの観光客が訪れていた。その日は昼から特に雨がひどくなり、どんたくのパレード見物は翌日にして、昼呑みをすることにした。福岡に来たなら、もつ鍋とラーメンを喰わにゃあ。

4日、風は強いがうって変わって晴天である。（博多）駅前通り、明治通りで恒例のパレードが行われる。パレード開始の1時間以上前から大通り沿いに人垣ができ始める。常連客は小さな椅子を持参して最前列に陣取っている。広島のフラワーと違うのは、道幅がそこまで広くないので、周りに出店がないことだ。改めて、100m道路のありがたさを痛感した。作った目的は違っても先人に感謝である。パレードの内容はほぼフラワーと同じ、ソフトバンクホークスの山車（だし）や幼児から老人までの各団体が趣向を凝らした装いでの踊りや演奏が続く。また市内各所に舞台が設けられ、様々な催しが行われている。歴史はフラワーよりはるかにどんたくの方が古いようだ。

時おり飛行機が上空を低空で飛ぶ、そうだ福岡空港は市内に近い、これは広島とは決定的に違う、また博多駅の人の多さは東京駅ほどではないが、残念ながらはるかに広島駅を超えている。

社長の仕事

税理士 大場史郎

関与先で輝いている会社の一つのK社の取り組みを紹介します。

我々中小企業の大きな悩みは、若手人材の確保ではないだろうか、K社は電気工事を主とする建設業だ。

他社と合同で、人材確保のために説明会を開いたり、大学、高校に訪れたり、更には自社ビルの外壁に求人のQRコードを表示したり、当然会社に興味を持った人が「どんな会社だろうか」とまず最初に見るHPもコストを掛けて充実させている。

そして採用した金の卵のための入社式を行い、この春新築したばかりの研修施設で教師役の先輩が基礎からみっちり教えて、現場に送り出す。また事業拡張のためにM&Aも積極的に行っている。

関与先の中には、儲かったお金を税金に獲られるぐらいならと、仕事に直接関係ない高級車や船などに費やす社長もいるが、できれば儲かったお金を本業の拡大のために費やしてもらいたものだ。

そのためには社長が大谷翔平のように将来目指すべき目標を明確に持つことだ。「わが社は10年後には売上10億円になっている」とか、かく言う私もこの歳になっての反省だが、40代、50代と流川に無駄な時間とお金を費やしてきた。若い経営者にそのことを言いたい。

たまにゴルフをいっしょにする飲食店を多く経営する社長に「目標は」と聞くと「上場することです」と答える。「なぜ」「上場すれば、認知度が上がり、求人がぐっとしやすくなり、人が入れば更に拡大ができる」とのことだ。

人間充電も必要ですが、人生は短いですよ。

弁護士オクノがズバリ答えます!

株主総会の不開催等

弁護士
奥野　修士



Q 当社では、社長の私と数名の親族が当社の株式を保有していますが、毎回、決算が終了した後、形式上株主総会を開いたことにして議事録だけを作成しています。これまでにトラブルになったことはありませんが、どのような問題がありうるでしょうか。

A 親族だけの会社であっても、実際には開催していない株主総会を開催したことにしたり、出席していない役員や株主が出席したことにして議事録を作成するようなことはすべきではありません。

たとえ現時点では持株比率や親族関係に問題がない場合であっても、将来、親族間の関係が悪化したり、相続等で株主が交代したりしたことをきっかけとして、株主総会の存在や効力が争われ、計算書類の承認、役員選任、役員報酬や退職慰労金、配当などの根拠が後から問題とされることがあります。

私が過去に取り扱った事案においても、適法な株主総会によらず役員報酬を変更させたり、退職慰労金を支払ったりしていたことが問題視された例は少なくありませんし、訴訟になった事案もあります。このような場合、最終的に会社側の主張が認められたとしても、適法な手続をとっていれば避けられたはずの費用や時間がかかってしまいます。

また、実務上も、銀行融資、補助金申請、M&A、事業承継、税務調査等の場面で、議事録の真正性が問題になることがあります。さらに、役員変更登記などで、虚偽の議事録を法務局に提出すると、公正証書原本不実記載等、刑事上の問題が生じる可能性もあります。

したがって、実際に短時間でも株主総会を開催すべきですし、事実と異なる議事録を作成すべきではありません。

なお、会社法319条は、「議決権を行使できる株主全員が、取締役又は株主の提案について書面又は電磁的記録により同意したときは、株主総会決議があったものとみなす」制度を認めています。したがって、議決権を行使できる株主全員から同意が得られるのであれば、株主総会を開催することなく、全員から書面又はメール等で同意を取得し、会社法319条の「みなし決議」として処理する方法もあります（その場合、どの提案に同意したのかが分かるようにし、同意書面やメール等の電磁的記録を保存しておくことが重要です。また、重要な決議については、署名押印付きの同意書を取得しておく方が安全です。）。

障害者雇用率の改正と未達成時のペナルティ

社会保険労務士　キャリアカウンセラー
田村　実



障害者雇用率の改正について、2024年から2026年にかけて段階的な引き上げが行われています。また、未達成時の「ペナルティ」には、金銭的な負担だけでなく、社会的信用の低下につながる仕組みが設けられています。

期間	法定雇用率	対象となる企業の規模（従業員数）
2024年4月 ～	2.5%	40.0人以上
2026年4月 ～	2.7%	37.5人以上

○未達成時の「ペナルティ」と罰則

「雇用率を守らなかったから即座に警察が来る」という性質のものではありませんが、以下の3段階の不利益が生じます。

① 経済的負担：障害者雇用納付金

常用労働者100人超の企業が法定雇用率を下回っている場合、不足1人につき月額5万円を納付する必要があります。

注意: これは「罰金」ではなく、障害者を雇用する際の設備投資などの負担を企業間で調整するための「納付金」という扱いです。逆に達成している企業には「調整金」が支給されます。

② 行政指導と「企業名の公表」

これが企業にとって最も大きな実質的なペナルティです。

1.雇入れ計画の作成命令: 雇用状況が著しく悪い企業に対し、ハローワークが改善計画の作成を命じます。

2.特別指導: 計画通りに進まない場合、2年間にわたる厳しい指導が行われます。

3.企業名の公表: それでも改善が見られない場合、厚生労働省のホームページなどで「障害者雇用義務に違反している企業」として実名が公表されます。

③ 法律上の「罰金」（30万円以下）

以下のような事務手続上の違反をした場合には、障害者雇用促進法に基づき30万円以下の罰金が科せられることがあります。

1.毎年6月に義務付けられている「障害者雇用状況報告」を提出しない、または虚偽の報告をした場合。

2.行政による立入検査を拒否したり、虚偽の陳述をした場合。

3.障害者を解雇した際の届出を怠った場合。

○常時100人以下の企業が障害者雇用率を達成しなかった場合のペナルティ

項目	100人以下の企業	101人以上の企業
不足1人につき5万円の支払い	なし（免除）	あり（納付金）
行政による指導・改善命令	あり	あり
企業名の公表（最終手段）	あり	あり

パソコン レスキュー Rescue

新しいBluetoothの機器を使用する



担当：藤井俊之

パソコンでマウスやキーボード、ヘッドフォン、スピーカーなど、新しいBluetoothの機器を使用するには、

［スタート］→［設定］から「Bluetoothとデバイス」を選び、［デバイスの追加］ボタンで「Bluetooth」を選びます。

ノートパソコンの場合、Bluetoothの機能は最初から付属していることがほとんどですが、デスクトップパソコンの場合は、Bluetoothの機能が付いていない場合があります。

その場合は、別途BluetoothのUSBアダプタ(レシーバー)をご用意ください。

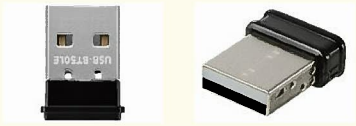

図　Bluetoothアダプタ(レシーバー)

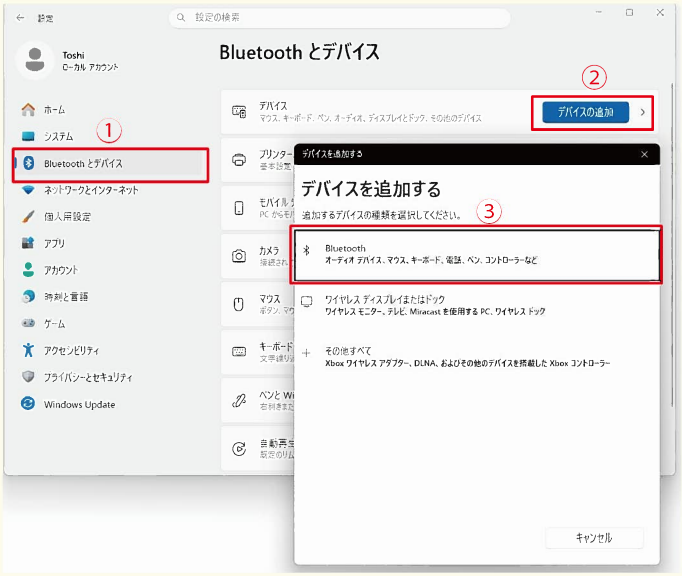

図　Bluetoothデバイスを追加する

ハナ日記

我が家のご主人様は　概ね午前3時か4時頃起きられる。布団の上に寝ている私を蹴飛ばして、冬は寒いので布団の中に寝ているが、さすがに今は。そしておもむろに、台所に行ってコーヒーを沸かしている。しかし。。。。最近、コーヒー豆を買ってきた電動のミルでガガガ―と粉にしている。

ハナ　何、それは

今までは1杯づつパックに入ったコーヒーを、封を切って、カップの上に載せてお湯を注いでいたが、本当の通はやっぱり豆から挽かないと。

ハナ　どうしたの、急に！

先日、新しく関与先になった獣医さんと食事をする機会があって、その先生も同年代で早起きなんだ、そしてコーヒーを豆から挽いて、サイフォンで注いで、いただく。これが至福の喜びだと楽しそうに話されたのにビビッと来たんだよ。私も一手間も、二手間もかけて、おいしいコーヒーを飲んでみようと思ったんだ。

ハナ　ミーハーなんだから、すぐ影響されるのね

そうだよ、いけないか？

コーヒーの飲み始めの頃は、ネスカフェのインスタントのコーヒーから始まって、「違いがわかる」ゴールドブレンドになって、そのうちインスタントでは物足りなくなって、焙煎したコーヒーの粉を、さらには豆を挽いてドリップやサイフォンで入れる。もっともっと進むと生の豆を自分で焙煎していただくらしいがね。

ハナ　奥は深いのね。



ビジベス
busibase

困ったときのビジベス
それぞれの専門家が担当します

税務 簡易課税

担当:髙瀬恵里子



■簡易課税、見直しのポイント
　消費税の計算には、実際の仕入税額で計算する「本則課税」と、みなし仕入率で計算する「簡易課税」があります。
　簡易課税は計算が簡単な一方、状況によっては不利になることもあります。

■こんな場合は要注意
・設備投資が多い年
→ 本則課税なら控除できる消費税が、簡易課税では反映されません
・仕入や外注費が多い業種
→ 実際の支払消費税の方が多くなり、不利になる可能性があります

■みなし仕入率とは
業種ごとに定められた仕入割合で、
例）卸売90%、小売80%、サービス50% など、実際の仕入額に関係なく、この割合で計算されます

■簡易課税の特徴（おさらい）
・基準期間の売上が5,000万円以下で選択可能
・一度選ぶと原則2年間継続
・適用には事前の届出が必要
　適用を受ける年の前の年の最終日までに提出

■ひとこと
現在簡易課税を選択している場合でも、
設備投資や仕入の状況によっては見直しの余地があります。
出典：国税庁ホームページ「簡易課税制度」

税務 海外赴任が決まったら、税金はどうなる？

担当:宮本佳依



海外赴任が決まったら、1月1日時点の住所に基づき住民税の課税・非課税が決まるため、1年以上離れる場合は出国前に住民票を抜く手続きが必要です。所得税は「非居住者」となり海外給与は原則非課税ですが、日本源泉の所得には課税されます。
出国前には納税管理人の選任と確定申告（必要な場合）が必須です。

1. 住民税の取扱い
・1月1日時点で日本に住所があるか：住民税は1月1日時点の居住地で決定します。
・1年以上海外赴任する場合：原則として1月1日時点で日本に住所がない（非居住者）とみなされ、その年の住民税は非課税となります。
・1年未満の赴任：住民税は通常通りかかります。
・注意点（家屋敷課税）：単身赴任で家族が日本に残る場合、家屋敷課税（均等割）が発生する可能性があります。

2. 所得税・年末調整
・非居住者：1年以上の海外赴任で「非居住者」になると、海外で得た給与は日本での所得税が課税されません。
・出国時の精算：出国する日までに確定した、その年の給与に対して、最後の給与支給の際に年末調整を行います。
なお、給与収入が2,000万円超の人や主たる給与以外に一定の収入があるなど確定申告が必要な人は、納税管理人の届出をしない場合、出国するまでに確定申告（準確定申告）をしなければなりません。
・国内源泉所得：非居住者でも、日本国内の不動産賃貸収入や株の売却益など（国内源泉所得）があれば、日本での確定申告が必要になります。

3. 出国前に行うべき主な手続き
・国外転出届（住民票の異動）：海外へ1年以上行く場合、出国前14日以内に市区町村へ「国外転出届」を提出します。
・納税管理人の届出：確定申告が必要な場合や、日本に固定資産がある場合、税金の納付を代行する「納税管理人」を税務署に申告します。
・住民税の一括徴収：出国前に、残りの住民税を給与や退職金から一括で天引き精算することが多いです。

税務 出張旅費規程を作成して出張手当を支給

担当: 小柳博美



出張した人に対して、営業手当などの名称で、給料に上乗せして支給すると所得税や住民税の課税対象となってしまいます。

そこで出張旅費規程を作成して出張手当として支給すると払う側も、もらう側も有利になります。

会社が出張手当を支給した場合、その全額を会社の費用に計上できます。

さらにその出張手当は、会社の消費税計算において、税額控除が可能になります。

たとえば、年間の出張手当合計金額が110万円のケースでは、110万円×10/110＝10万円となり、会社が支払うべき消費税を10万円軽減できます。

もしこれを営業手当として給与として支給した場合は、税額控除はできません。

出張旅費規程を作成して出張手当の支給を行なうと、全額費用および消費税の課税対象となります。

出張手当の目安

出張手当の目安ですが、「日帰り出張」と「宿泊を伴う出張」とで別々に設定し、「宿泊を伴う出張」の方が金額を大きくなるように定められています。

また、役職ごとに出張手当の額に差を設けています。

・日本企業の出張手当として支給される日当は、国内出張で1日あたり2,000～3,000円前後、海外出張で1日あたり3,000～5,000円前後が一つの平均的な相場とされますが、実際には企業規模や職種、役職により大きく異なります。税務上は「社会通念上妥当な範囲」であれば経費算入が認められます。

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

担当：西村麻里子



外国人労働者は労働法制の知識不足や言語の違いなどでトラブルが起こりやすい傾向があります。

外国人の事情に配慮し、就労環境を整備して職場定着に取り組む事業主に支給される助成金です。

対象事業主になるには**「1.雇用保険適用事業」「2.外国人雇用状況届出済」**であることが必要です。

下表①～⑤の取組1つにつき20万円支給されます。（最大4項目／上限80万円）

【支給対象となる取組】

必須要件※	①雇用労務責任者の選任 ②就業規則等の多言語化
選択要件（1つ以上）	③苦情、相談体制の整備（技能実習生は対象外） ④一時帰国の休暇制度 ⑤社内マニュアル・標識の多言語化

※①②は必須要件であるため、これを行わないと申請できません

【申請の流れ】

①計画書の認定申請（労働局又はハローワーク）

②環境整備計画を実施（計画期間は3か月以上1年以内）

③②の計画実施後、6ヵ月の算定期間：この間の外国人離職者が15%以下であることが条件

④支給申請

－連載漫画－

おおばしろう

花子 35歳

空前の株高



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

～トレンドを読む～

大場　史郎

非上場株の相続節税抑止　評価ルール見直し

事務所の近くで お寺が解体され、空地になったところ、あっという間に 賃貸マンションが建った。 施工業者から 引渡し間近かの頃に、内見に来ないかと誘われて 私以下事務所のスタッフ数名で見学に行った。まるでホテルのような 客室 通路は間接照明で、スタッフは豪華さに驚いていた。「 このマンション土地の取得と建物で最低 5億円は超えているでしょう」と言うと「もうちょっとかな 」という声が戻ってきた。

施主は〇〇産業 という 会社だった。 5億円超も出して 賃貸マンションを建てて 利回りは 2%前後だろうか。借入金で建てたなら、最近の金利ほども出ない。明らかに収益が目的ではなく、相続対策だ。

収益が貯まった会社の株を子供に引継がせるのに、株価を下げるのにこの方法は今のところ有効だ。

中小企業の 株の評価は 次の二つの方法を併用して計算する。

①純資産価格　会社の貸借対照表の価格を時価評価で計算する。

不動産は 買った価格ではなく 3年以上持てば、相続税の評価額で 計算されるところがミソだ。

会社の株主であるオーナーが 3年以上長生きすれば株価は劇的に下がる 。だから人生の終盤で行うと、間に合わないこともある。

②類似業種基準価格　大企業の 同業種の株と比較して計算する。

会社の規模、従業員数、 売上 等を斟酌し、①、②の適用割合が決まる。

規模が大きいほど、②の使用割合が大きくなる。一般的に②の割合が大きくなるほど、株価は下がる。その差が開きすぎるため、見直しが検討されている。



☆　シンプルスピード　番外編　☆

担当:井上和香奈



【仕事効率化】エクセル・Word編　（復習編）

Excelの便利機能

〇☒BOXの簡単な使い方（今回は出席表にしてみました）

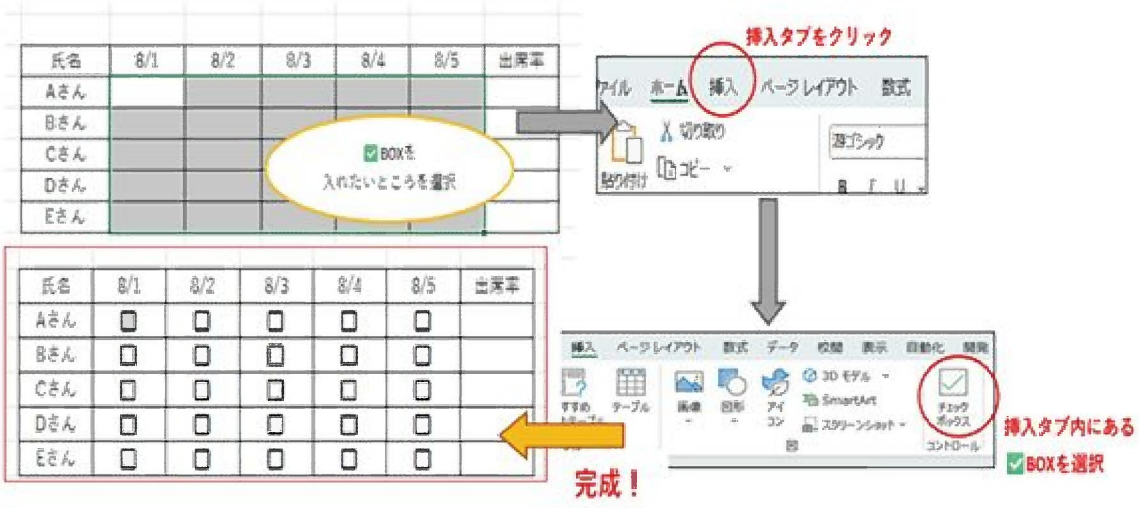

一瞬で出席表ができました。あとは□を☒していくだけ!!

氏名	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	出席率
Aさん	☑	☑	☑	☑	☑	100%
Bさん	☐	☑	☐	☐	☐	20%
Cさん	☐	☐	☑	☐	☑	40%
Dさん	☑	☐	☐	☑	☑	60%
Eさん	☐	☐	☑	☐	☐	20%

ついでに出席率のところはAさんの出席率のところへ
=COUNTIF(D9:H9,TRUE)/COUNTA(D9:H9)を入力しEnterキーを押す
下記①・②・③を順番に押せば上の出席率ができます！
あとはAさんからＥさんの出席率を選択しCtrlキーを押しながらDを押すだけで完成です！



くわしくは担当者にお聞きください。

-連載漫画-

大工のゲンさん家 Ⅱ



おおばしろう

帰ってきた大工のゲンさん

酷暑？









弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

原　美幸

◆労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年間を保険年度として計算します。その額はすべての労働者に支払われる賃金総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

申告及び保険料の納付期限は６月１日(月)から７月１０日(金)です。

◆社会保険の算定基礎届

健康保険・厚生年金保険などの社会保険料は、毎年見直されます。毎年７月１日時点の被保険者を対象に、４月から６月までの報酬を元に標準報酬月額を算出し決定します。

算定基礎届の提出期限は７月１０日(金)です。

※労働保険及び社会保険の書類が届きましたら、各担当者へご連絡ください。

◆源泉所得税の半年分の納付

給与等の源泉所得税の納期の特例を受けている事業所は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付することができます。

１月１日から６月３０日までの源泉所得税の納付期限は７月１０日(金)です。

編集後記

田熊美里

昨年の夏、SUP(サップ)を体験しました。SUPとは大きなボードの上に立ちパドルで漕ぐ「SUP(スタンドアップパドルボード)」というウォータースポーツです。

実は私は、海やキャンプが苦手なのですが、いろんなことに挑戦してみたい、という気持ちはあるので、不安ながらやってみることにしました。一人乗りSUP5人と10人乗れるメガSUPに6人乗り込み、総勢11人で海へ出ました。

最初はバランスを取るのが難しかったけど、慣れてくると水の上をスイスイ進み、気持ちがよかったです。ただ、初心者がこんな所まできて大丈夫なのか…と思うほど、かなり沖まで出たので怖かった。



空と海が一体となっていました

お天気も良く風も穏やかだったので、四国の石鎚山まで見えました。余談ですが、石鎚山は西日本最高峰だそうです。こんな景色を見られることはないねとみんなで感動しました。だけど、帰りは漕ぎ疲れてしまい、途中インストラクターさんに何度か引っ張ってもらいました(笑)。良い体験でした

